

表1 「保健食品表示・注意書き用語指南」の主な内容

項目	内容
注意書き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健食品のラベルに注意書き用のスペースを設ける。注意書きのスペースは、販売時の最小包装単位の包装物(容器)の主な面に設け、当該面の面積の20%を下回ってはならない。</li> <li>・注意書き用スペース内において、文字と背景の色は、はっきりと区別できなければならない。注意書きの文字は黒字で印刷し、「保健食品は薬品ではなく、薬品による疾病治療の代替はできない」との内容を含まなければならない。</li> <li>・主な面の面積が100平方センチ以上の場合、字体のサイズは6ミリを下回ってはならない。面積が100平方センチ未満の場合、字体のサイズは上記既定の比率に基づき変更する。</li> </ul>
生産年月日・賞味期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産年月日と賞味期限は、販売時の最小包装物(容器)の外部の目立つ位置にはっきりと記載しなければならない。</li> <li>・「包装の〇〇の部分を見ること」と表示する場合は、包装における具体的な位置を正確に表記しなければならない。</li> <li>・日付は表示する場所の背景の色と明確に対比でき、容易に識別できなければならない。ただし、レーザーマーキングを行う場合は例外とする。日付表記は後から貼り付け・印刷もしくは修正してはならない。</li> <li>・多層包装された単独の保健食品は、保健食品に直接接触する内包装の完成時間を生産日とする。</li> <li>・予包装(注)内に複数の個別の食品を含む場合、外包装上に個別の食品の生産日と賞味期限を表示する。</li> <li>・「年、月、日」の順序で日付を記入する。「年、月、日」の間は空白、斜線、ハイフン、句点などの符号で隔てる、もしくは符号を用いないことができる。表示桁数は、年については4桁、月、日は2桁とする。</li> <li>・賞味期限は「賞味期限は〇〇〇〇年〇月〇日まで」と表示する。</li> </ul>
苦情・サービスダイヤル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健食品のラベルには苦情・サービスダイヤルの電話番号、サービス時間などの情報を表示する。苦情・サービスダイヤルの番号の字体は、「保健機能」の表示字体と同じとする。</li> <li>・保健食品生産・取扱企業は、承諾したサービス時間内に消費者の苦情・通報を受け付け、処理し、かつサービスに関する情報を記録し、少なくとも2年間は保存しなければならない。</li> </ul>
注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健食品業者は営業する場所、インターネットのプラットフォームなどの重要で目立つ場所に「保健食品は薬品ではなく、薬品による疾病治療の代替はできない」などの消費者への注意喚起を行い、消費者を理性的な消費へ導く(具体例は表2を参照)。</li> </ul>

(注)あらかじめ一定量を包装された、もしくは包装材料と容器の中で製造される食品。

(出所)国家市場監督管理総局

表2 注意喚起に記載すべき内容の具体例

	表示内容
1	保健食品は食品であり、薬品ではなく、薬物による疾病治療の代替はできない
2	保健食品を購入する際は、製品包装の保健食品表示、保健食品許可番号、その機能と対象者に基づき、科学的に選び、表示および説明書に基づき使用すること。保健食品製品登録情報は国家市場監督管理局のウェブサイトで見ることができる。
3	保健食品を購入する際は正規のマーケット、スーパー、薬店などで購入し、領収書や販売証明を要求する。
4	消費者が購入した保健食品の品質・安全に疑問がある場合、あるいは虚偽宣伝などの違法行為を発見した場合、現地の市場監督管理部門への通報を願う。もしくはクレーム・通報ダイヤル「12315」へ通報することもできる。

(出所)保健食品表示・注意書き用語指南